

平成22年7月

受益者の皆様へ

大和証券投資信託委託株式会社

「ダイワ高格付ユーロ債オープン（毎月分配型）」の信託約款変更（予定）のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り有難く厚く御礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております「ダイワ高格付ユーロ債オープン（毎月分配型）」につきまして、収益分配方針を変更するため、下記のとおり信託約款の変更を実施させていただきたくお知らせ申し上げます。

なお、下記の信託約款変更は、投資信託及び投資法人に関する法律上、重大な約款変更事項に該当するため、異議申立ての手続きを実施いたします。

この度の信託約款変更につきご理解いただけますようよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 信託約款変更の内容

運用の基本方針に記載した収益分配方針を、以下のとおり変更します。（下線部が修正箇所）

現 行：分配対象額は、経費控除後の配当等収益等とします。

変更後：分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

2. 信託約款変更の理由

受益者および投資家の皆様の分配金に対する要望に柔軟に対応するため、現行では配当等収益等としている分配対象額に売買益（評価益を含みます。）等を追加します。

3. 信託約款変更の日程および手続きについて

この信託約款変更は、投資信託及び投資法人に関する法律上、重大な約款変更事項に該当するため、異議申立制度が適用されます。

- | | |
|--|---------------------------------|
| ① 電子公告開始日 | 平成 22 年 7 月 8 日 |
| ※当社ホームページ（ http://www.daiwa-am.co.jp/ ）上で公告します。 | |
| ② 異議申立期間 | 平成 22 年 7 月 8 日～平成 22 年 8 月 9 日 |
| ③ 金融庁届出日 | 平成 22 年 8 月 12 日 |
| ④ 信託約款変更日 | 平成 22 年 8 月 13 日 |
| ⑤ 信託約款変更適用日 | 平成 22 年 9 月 3 日 |

上記電子公告開始日（平成 22 年 7 月 8 日）現在の受益者の方は、上記異議申立期間中に大和証券投

資信託委託株式会社に対し、書面により、当ファンドの信託約款変更に関するご異議を述べる事ができます。

この信託約款変更にご異議がない場合、何のお手続きも必要ございません。

ご異議をお申立ての受益者の方の受益権の合計口数が電子公告開始日現在の受益権総口数の2分の1を超えない場合は、予定どおり平成22年8月12日に金融庁に信託約款の変更届出を行ない、平成22年9月3日から信託約款の変更を適用いたします。

また、ご異議をお申立ての受益者の方の受益権の合計口数が電子公告開始日現在の受益権総口数の2分の1を超えた場合は、信託約款の変更は行ないません。この場合、上記異議申立期間終了後すみやかに、信託約款の変更を行なわない旨を当社ホームページ上にて公告するとともに、書面にて受益者の皆様へお知らせいたします。

4. ご異議お申立ての方法について

予定しております当ファンドの信託約款変更に対し、ご異議のある受益者の方は、官製はがき等の書面に以下の内容をご記入の上、大和証券投資信託委託株式会社の下記窓口宛てに、ご郵送にてお申立て下さい。(ご異議のお申立ては、平成22年8月9日当社到着分までを有効とさせていただきます。)

なお、本件の信託約款変更に対してご異議を申立てられた場合、受益者および受益者の保有口数等を確認する必要があります。このため、ご異議を申立てられた受益者の方に関しましては、受益者の情報として、下記②の情報をお取扱販売会社と大和証券投資信託委託株式会社約款変更取扱部署の間で共同して利用させていただくことといたします。

① 宛先

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2丁目10番5号

大和証券投資信託委託株式会社

「ダイワ高格付ユーロ債オープン（毎月分配型）」信託約款変更に関する取扱い窓口

② ご記入いただく内容

ア) 住所 イ) 氏名（署名、捺印） ウ) 電話番号（日中連絡先）

エ) ファンド名、保有口数 オ) 取扱販売会社名、取引支店名、口座番号*

カ) 信託約款変更に対する旨

*当ファンドに関し、複数の販売会社で口座をお持ちの方、同一販売会社であっても複数の支店等で口座をお持ちの方は、保有するすべての販売会社名、支店名、口座番号をご記入下さい。

(注) ご記入いただいた受益者の方の個人情報は、当ファンドの信託約款変更にかかる事務遂行を目的として利用させていただきます。

(注) ご記入いただいた個人情報をもとに大和証券投資信託委託株式会社またはお取扱販売会社より、情報提供等のご案内をさせていただくことがございますので、あらかじめご了承下さい。

(注) 上記の記入内容に不備等がある場合には、ご異議のお申立てをお受けできなくなる場合がありますのでご留意下さい。

● ご異議お申立ての受益者の方の買取請求手続きについて

ご異議をお申立ての受益者の方の受益権の合計口数が、前記電子公告開始日現在の受益権総口数の2分の1を超えず、当ファンドの信託約款変更が実施されることとなった場合には、ご異議お申立て

の受益者の方は、以下の手続きにより、自己に帰属する当ファンドの受益権について、信託財産による買取りを請求することができます。

- ① 買取請求期間 平成 22 年 8 月 13 日～平成 22 年 9 月 1 日
- ② 当社よりご異議お申立ての受益者の方に対し「買取請求のご案内」を発送
- ③ 受益者の方による買取請求必要書類のご記入
- ④ 当社へ買取請求必要書類のご送付
- ⑤ 当社から受託銀行へ買取請求必要書類の送付
- ⑥ 受託銀行での買取請求必要書類の受理および当該信託財産による買取りの受付（翌々営業日に買取りの実行）
- ⑦ 受託銀行から受益者の方のご指定の口座へ買取代金の振込み

上記の買取請求は当該信託約款変更に対しご異議を申立てられた受益者の方が、法令に基づいて受託銀行に対して行なうものであり、販売会社に対する買取請求ではありません。

買取りの価額は、当該変更がなければ当該受益権が有すべき公正な価額となります。本件においては、上記⑥の受託銀行での買取請求必要書類の受理日の翌営業日の解約価額（＝基準価額）とさせていただきます。

上記のような諸般の手続きが必要となるため、買取代金のお支払いまでには、通常の解約請求によるご換金よりも日数を要する場合がありますのでご注意ください。

異議申立期間中、買取請求期間中ともに、当該信託約款変更にご異議をお申立てたか否かにかかわらず、取扱販売会社においては、通常どおり、当ファンドの取得および解約請求のお申込みをお受けいたします。また、上記の買取請求が受託銀行で受理された受益権につきましては、解約請求のお申込みを行なうことはできなくなりますのでご注意ください。

なお、買取請求をされた場合、受益者および受益者の保有口数等を確認する必要がございます。このため、買取請求をされた受益者の方に関しましては、受益者の方の情報をお取扱販売会社と大和証券投資信託委託株式会社および受託銀行の間で共有することにご同意していただいたことといたします。

● 信託約款変更に関するお問合せ先

大和証券投資信託委託株式会社 コールセンター

電話番号：0120-106212

（9：00～17：00、ただし土曜日、日曜日、祝日は除きます。）

以上

「ダイワ高格付ユーロ債オープン（毎月分配型）」の信託期間延長のお知らせ

現在ご投資いただいております「ダイワ高格付ユーロ債オープン（毎月分配型）」につきまして、このたび平成 24 年 9 月 26 日までとしている信託期間を無期限に変更することといたしましたので、お知らせ申し上げます。

当ファンドは平成 24 年 9 月 26 日に満期償還の予定でしたが、今後も受益者の皆様が商品性の長所を十分に享受することができるようにするため、運用を継続することといたしました。

なお、信託期間の延長に伴い、従来信託期間終了日である平成 24 年 9 月 26 日は信託期間終了日でなくなりますので、償還金のお支払いは行なわないこととなります。ご換金を希望される場合は、お手数ではございますが、通常のご解約の手続きを行なってくださいますようお願い申し上げます。

今後の投資信託の運用につきましては万全を期して努力してまいり所存でございますので、より一層のご愛顧を賜りますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具